

学校閉庁日の設定について

1 閉庁日について

令和元年8月13日（火）から15日（木）まで

2 目的

学校の働き方改革に資するため。

3 具体的な対応

- ① 「たち」、「学校だより」やホームページ等での周知により、市民等へ理解を求める。また、当該期間は校門、玄関等への閉庁の旨の掲示を行う。
- ② 閉庁日の間は、シルバー人材センター委託の学校管理人が来客対応や電話対応を行う。
- ③ 学校内に設置されている学童保育所やサマー学童を実施している学校は、通常どおり開所する。また、社会体育による施設利用も制限しない。
- ④ 児童・生徒の事故など緊急の連絡が学校にあった場合、学校管理人が学校管理職及び教育委員会事務局へ連絡する。

4 その他

① 学校における働き方改革について

平成29年12月25日付で文部科学大臣より、「学校における働き方改革に関する緊急対策」が出されている。また、平成30年2月9日にも、「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定及び学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」が発出され、その取組の一項目として「一定期間の学校閉庁日の設定」が挙げられている。

② 現状について

教員は、授業実施期間中に有給休暇を取得することは難しい状況である。そのため、夏季休業期間などまとめて取得することが多い状況である。実際のところ、部活動を担当している教員は夏季休業期間でも有給休暇の取得が難しい場合がある。

また、副校長は、本来行うべき教員の育成指導や教務そのものに加え、日常校務への対応や地域行事等への参加などがあり、一年を通じて有給休暇の取得が難しく多忙感が増している状況である。

③ 昨年度の状況

昨年度は、学校ごとに閉庁日を設けて対応したが、学校と事前に調整し、今年度は全校統一日とした。なお、昨年度の学校閉庁日に関する苦情は寄せられていない。